

葛飾区違反広告物除却協力員制度の実施要綱

平成 17 年 3 月 28 日
16 葛都管第 1643 号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 106 号）に基づき、区が処理することとされた屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 7 条第 4 項及び東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号。以下「都条例」という。）の規定による違反広告物の除却について、区長が区民等の協力を得て、区内の路上等における違反広告物の除却を行うことなどについての必要な事項を定め、まちの安全な歩行空間の形成及び美観風致を図り、もって区民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反広告物 法及び都条例に違反し、区内の路上等に表示し、又は掲出されたはり紙、はり札及び立看板をいう。
- (2) はり紙 紙等に印刷又は手書きされた広告物で他の物件に貼付したものをいう。
- (3) はり札 ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、又は直接塗装し、容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取り付けられているものをいう。
- (4) 立看板 木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、又は直接塗装し、容易に取りはずすことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの。ただし、その材質が金属枠のもの又は野立看板のように土地に固定された状態で立てられているものを除く。

(5) 路上等 次に掲げるものをいう。

ア 区内における区道、区有通路、公共溝渠、公園、都道及び国道等をいう。

イ 区と違反広告物除却協力員を相互の地域で活動させる旨の協定を締結した地方公共団体の地域内における、当該協定で定める地域とする。

(区の役割)

第3条 区長は、違反広告物の掲出の防止及び違反広告物掲出者への指導に努めるとともに、各道路管理者、所轄警察署、道路占用者及び公園管理者と連携を図り、次条に規定する違反広告物除却協力員による違反広告物の除却活動を支援する。

(違反広告物除却協力員)

第4条 区長は、路上等における違反広告物を除却するために違反広告物除却協力員（以下「協力員」という。）を置く。

2 協力員は、法又は都条例の規定に基づき、違反広告物を除却する。

(協力員の資格要件等)

第5条 協力員は、次に掲げる要件を有している者とする。ただし、区長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

(1) 継続的かつ積極的に違反広告物除却活動をすることができること。

(2) 違反広告物除却活動に熱意を持ち、ボランティア活動であることを理解していること。

(3) 20歳以上であること。

(4) 区内に住所を有し、又は勤務していること。

(協力員の公募)

第6条 区長は、協力員を公募することができる。

2 協力員は5人以上のグループで申請し、代表者を定める。

3 協力員の申請をしようとする者は、違反広告物除却協力員登録申請書（第1号様式）及び協力員申込書（第2号様式）に違反広告物除却計画書（第3号様式）を添えて区長に提出する。

(委嘱)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、第5条

の資格要件を審査し、適当と認めるときは協力員として委嘱する。

2 区長は、協力員に委嘱状（第4号様式）及び違反広告物除却協力員証（第5号様式）を交付し、腕章を貸与する。

（協力員の任期）

第8条 協力員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 当初の委嘱時又は更新時後において、新たに協力員となった者の委嘱の期限は、前項の規定にかかわらず、当初又は更新時の者と同様とする。

（協力員の解任）

第9条 区長は、協力員が次の各号いずれかに該当するときは、協力員を解任することができる。

(1) 協力員から辞退の申出があったとき。

(2) 協力員として資格要件に該当しなくなったとき。

2 協力員は、協力員でなくなったときは、速やかに違反広告物除却協力員証及び腕章を、区長に返納する。

（協力員の知識の習得）

第10条 区長は、協力員が違反広告物の除却に関する知識を習得できるよう必要な措置を行う。

（協力員の除却活動地区）

第11条 協力員の違反広告物除却活動は、区長が別に定める活動地区で行う。

2 協力員の代表者は、区長が定めた活動地区の範囲内でグループの活動する地域を申請する。

（除却活動の方法及び方法）

第12条 協力員は次の方法及び方法により違反広告物の除却を行う。

(1) 除却活動は必ず複数名で行い、違反広告物除却協力員証を携帯し、腕章を着用する。

(2) 違反広告物の除却は、違反広告物除却計画書に基づいて行う。

(3) 除却活動に従事するときは、路上等の安全を確認し活動を行う。

(4) 違反広告物及びその掲出のために使用されている針金、ビ

ニールひも等を除却する。

- (5) 除却活動終了後は、除却した違反広告物（以下「除却物」という。）及び違反広告物除却報告書（第6号様式）を区に提出する。
- (6) 次に掲げる広告物を発見した場合は、除却を保留し、区に報告する。
 - ア 政党関係の広告物、非営利目的の広告物及び信教の自由に関する広告物
 - イ 店舗等の前に掲出されている広告物
 - ウ この要綱において撤去対象としない法令に違反する広告物

(除却物の取扱い)

第13条 協力員が除却した広告物は、違反広告物除却計画書に記載された除却物集積箇所において、区長が引き取る。

(トラブルの対応)

第14条 協力員が違反広告物を除却する際に、違反広告物の掲出者等の間でトラブルが発生した場合は、除却を中止し、速やかに区長に報告する。

(ボランティア保険の加入)

第15条 区長は、協力員の除却活動に係るボランティア保険に加入する。

(庶務)

第16条 協力員による違反広告物の除却活動に関する庶務は、都市整備部道路管理課が行う。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。